

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 産研005
- (2) 調達件名及び数量 化合物の合成業務 一式
(詳細は仕様書のとおり)
- (3) 委託完了期限 令和5年10月31日
- (4) 委託場所 受注者の保有する施設において行うものとする。

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒567-0047 茨木市美穂ヶ丘8-1
国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係
06-6879-8392
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和5年7月14日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 委託の表示 化合物の合成業務 一式
2. 委託完了期限 令和5年10月31日
3. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
4. 代金の支払 代金は、完了報告書を受領後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は別紙詳細仕様に基づき、業務を行うものとする。
2. 受注者は委託期間完了後、完了報告書を1ヶ月以内に作成し、国立大学法人大阪大学産業科学研究所 研究連携課契約係へ提出するものとする。
3. 業務において必要な施設、用具、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。
ただし、本合成業務に必要な非汎用原料については、発注者および受注者が事前協議したうえで、費用負担の分担を決定する。
4. 受注者は、業務上知り得た機密情報を一切他に漏らしてはならない。
5. その他詳細については、発注者・受注者間で協議の上で定めるものとする。

別紙

詳 細 仕 様

受注者は以下の通り、業務を行うものとする。

1. 作業対象 発注者が研究を進めている化合物の合成業務（以下、「本業務という」）を受注者に委託する
2. 保有設備要件 受注者は一般的な合成業務に使用する設備の他に、以下を保有していること
 - 1) 中圧接触還元装置（圧力：0.5MPa，最大容量：1L 以上）
 - 2) キラル分析に使用できる HPLC 装置
 - 3) β ラクタム取り扱い施設
3. 委託内容は下記の通りとする。
 - 1) 契約内容
FTE(Full Time Equivalent)契約とする。
 - 2) 業務の実施
発注者は化合物毎に、目的、必要量、品質、期日ならび納品場所を記した指示書を受注者に提示する。受注者は本指示書に基づいて本業務にかかる非汎用原料の見積書を作成して発注者に提出し、発注者の承諾を得た後、本業務を実施する。
 - 3) 数量および実施期間
作業員 1 名、期間：令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日
 - 4) 委託費以外の費用
原材料費：本業務にかかる非汎用原料については、発注者と受注者が事前に協議したうえ、それらの費用の負担の分担を決定する。また、本業務に必要なと考える原料のうち、発注者が保有しているものについては無償で受注者に提供することもある。
 - 5-1) 成果物
 - ①本業務により得られた合成化合物
 - ②本合成化合物に関する試験成績書
 - ③本合成化合物に関するデータおよび情報
 - 5-2) 検査完了期日
発注者は、上記成果物の納入を受けた後、受入検査を行う。発注者の受入検査の結果、上記成果物が発注者の定める検査基準に合致している場合は、発注者は受注者に合格通知を交付する。
 - 5-3) 報告書
本研究実施の過程で得られたデータ、知見およびその他の一切の情報ならびに本成果をまとめた書面を毎週もしくは発注者と受注者が別途合意する頻度で発注者に提出する。
4. 受注者は、本業務の実施、管理に関する責任者を定め、発注者に通知すること。また、責任者を変更

する場合は、事前に発注者へ通知すること。

5. 受注者は、本業務の実施に関して全ての責任を負うのものとし、万一、本業務の実施に起因して受注者自身、受注者の役員もしくは従業員等（派遣社員その他受注者の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。）又は第三者に損害が生じた場合においても、発注者は一切その責任を負わない。ただし、当該損害が発注者の重大な過失に起因する場合は、この限りではない。
6. 本成果物、本業務から得られた全ての物質等、発明、考案、ノウハウおよびその他の技術情報等の一切の成果は、発注者に帰属するものとする。
7. 受注者は、発注者から取得または知得した全ての技術情報、本業務の成果、契約に関連して知り得た一切の情報を秘密に保持し、本業務を実施する目的以外に使用してはならず、また、第三者に開示・提供・漏洩してはならない。また、これらの情報は適正に管理すること。
8. 受注者は、本業務終了後又は発注者から要請があった場合は、発注者の指示に従い、上記の情報を速やかに発注者に返却、廃棄、または物理的に復元不可能な方法で滅却もしくはデータ消去すること。
9. 受注者は、本業務終了後又は発注者から要請があった場合は、発注者の指示に従い、残余の本試料、並びに本業務から得られた物質等を、発注者に返却、廃棄又は処分すること。
10. 受注者は、委託者の許可なく本業務を他の第三者に再委託することはできないものとする。

以上

第2号様式

見 積 書

調達番号：産研005

調達件名：化合物の合成業務 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

委 託 契 約 書 (案)

委託の表示 化合物の合成業務 一式

委託代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学産業科学研究所 所長 関野 徹 と 受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の委託業務 (以下「業務」という。) について、上記の委託代金額で次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 委託完了期限は、令和5年10月31日までとする。

第4条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係に送付する方法で交付するものとする。

第5条 委託代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第6条 委託代金の請求書は、国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係に送付すべきものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造委託契約基準を準用するものとする。

第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

発注者

茨木市美穂ヶ丘8番1号

国立大学法人大阪大学産業科学研究所

所長 関野 徹

印

受注者

〔住所〕

〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕 印